

意見書（案）第38号

障がい福祉サービスからの高齢者排除を改めることを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者 三鷹市議会議員 嶋 崎 英 治
賛成者 " 大 城 美 幸

障がい福祉サービスからの高齢者排除を改めることを求める意見書

障がい者福祉サービスと高齢者福祉サービスの利用に当たって、要介護認定の申請を行うかどうかは本人の選択と権利であり、障がい福祉サービス利用者に一律に要介護認定申請を強要されること等について、当事者及びその家族、さらに現場で働く人たちから改善を求める切実な声が上がっている。

よって、本市議会は、政府に対し、下記のことを強く求める。

記

- 1 障害者総合支援法第7条の規定は、障がい福祉サービスが介護保険給付等と二重給付とならないよう調整する規定に過ぎないことを周知徹底すること。
- 2 65歳に年齢が到達した障がい福祉サービス受給者に対し、一律に「介護保険優先」とする取扱いを是正すること。
- 3 要介護状態以前の障がいにより、どのようなサービスが必要なのか、また介護保険給付の自己負担額がどの程度になるのか考慮するなど、当事者の必要性と意向を尊重して障がい福祉サービス利用の継続ができることを各自治体の担当部局、関係事業所等及び当事者に周知徹底すること。
- 4 要介護認定の申請を行うかどうかは本人の選択と権利であり、障がい福祉サービス利用者に一律に要介護認定申請を強要しないこと。
- 5 障がい者グループホームの再編は期限導入やヘルパー利用の制限など、障がい福祉サービス利用者に重大な影響をもたらすことから、拙速に進めないこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち